

(本号の目次)

1. 法律雑誌等に掲載された主な判例
2. 平成29年(2017年)11月20日までに成立した,もしくは公布された法律
3. 11月の主な発刊書籍一覧(私法部門)
4. 11月の主な発刊書籍一覧(公法・その他部門)
5. 発刊書籍の解説

(掲載判例INDEX) * 「1. 法律雑誌等に掲載された主な判例」の要旨及び判決日又は決定日を掲載します。

(民事法)

【1】Xが,通信教育等を目的とするYに対しYが管理していたXの個人情報の漏えいを理由として慰謝料等の支払を求めた事案において,Xの請求を棄却した原審の判断には審理不尽の違法があるとして原審に差戻した事例(平成29年10月23日最高裁)

【2】有機肥料の製造及び供給等を目的とする会社Xが各種営業許可取消処分を受けたが,取消処分の取消を認める判決が確定。XはY(県)に対し損害賠償を求めたがYは消滅時効を主張。取消処分の翌日から3年で消滅時効が完成したとして,Xの請求を全部棄却した(平成28年9月5日東京高裁)

【3】戸籍法41条は外国に在住する日本人の身分関係の変動を戸籍に反映させるための規定であって,戸籍を作ることが予定されていない在留外国人に類推すべき規定とは言えないと判示した事例(平成28年9月16日大阪高裁)

【4】被相続人が入所していた障害者支援施設を運営する社会福祉法人(抗告人)が被相続人の特別縁故者に該当するとしてその相続財産の分与を求めた。原審は同申立を却下,法人が即時抗告したところ原審判決が取消され相続財産の全部を抗告人に分与する決定がなされた(平成28年11月28日名古屋高金沢支部)

【5】福島原発事故で自主避難した者が原子力事業者による原子力損害の賠償に関する法律3条1項本文に基づき損害賠償を求めた事案。うつ病等の罹患と上記事故との間に相当因果関係を認め,治療開始から約2年間経過時までを治療期間及び就労不能期間と認める等した事例(平成29年10月27日大阪高裁)

【6】X社とY社の化粧品の継続的売買契約においてXがYに対し主位的にはXの独占販売を認める合意にYが違反したとして,予備的に独占販売の合意があると誤信させてXに損害を被らせたとして損害賠償請求した事案。本判決は主位的請求を棄却,予備的請求を一部認容(平成28年6月21日東京地裁)

【7】水俣病の補償協定につき,水俣病の認定を受けた者であれば認定を受ける前に提起した訴訟で損害賠償金の支払を受けた者も除外しない趣旨なのが争われた事案。認定前の訴訟で被告会社から損害賠償金の支払を受けた者の相続人による協定に基づく請求を認めた(平成29年5月18日大阪地裁)

(商事法)

【8】A社の創業者一族であるXらが貸付金の担保として銀行に提供していた同社株式につき銀行が担保権実行。Xらは主位的には担保権実行が無効であるとして同社の合併後会社の株主であることの確認を,予備的には損害賠償を求めたが,いずれの請求も棄却された事例(平成29年6月29日東京地裁)

(知的財産)

【9】「請求人である原告は特許法123条2項の利害関係人に当たらず無効審判の請求人適格を有しないから本件審判請求は不適法であって却下すべき」とした審決の取消しを求めた事案。原告には本件特許無効を求める十分な利害関係を有するとして審決を取消した(平成29年10月23日知財高裁)

【10】原告(「豊岡妃柳細工」の地域団体商標を取得)は,被告商標(袋物,携帯用化粧道具入れ等を指定役務とし「豊岡柳」の漢字と「Toyooka」の欧文字を含む商標)の無効審判請求不成立の審決に対する取消しを求めたところ,出所誤認等により原告請求が認容された事例(平成29年10月24日知財高裁)

【11】原告は,「菓子,パン」を指定商品とする「チドリヤ」の登録商標を引用商標として,被告商標(「サンドイッチ」等を指定役務とする「千鳥屋」)の商標無効の審判不成立の審決に対しその取消しを求めたところ,類似商標を理由として同請求が認容された事例(平成29年10月25日知財高裁)

【12】請求項に記載された発明についての本件訂正を認めず,各発明に係る特許を無効とした審決の取消しを求めた事案であって,「訂正事項は特許請求の範囲の減縮に該当するというべきであり,訂正を認めなかった本件審決に

は誤りがある」等として審決を取消した事例(平成29年11月7日知財高裁)

(民事手続)

【13】再生債務者が無償行為若しくはこれと同視すべき有償行為の時に債務超過であること又は当該行為により債務超過になることは、民事再生法127条3項に基づく否認権行使の要件ではないと判示(平成29年11月16日最高裁)

【14】Z社のA社に対する売掛債権(譲渡禁止特約付)につき、譲渡担保権者としてのX社の権利主張とZ社の破産管財人Yの権利主張とが競合し、A社は同債権を弁済供託。その還付請求権の保有につきXに第三者対抗要件なしとしてYの請求が認められた事例(平成29年3月3日大阪高裁)

(刑事法)

【15】大型貨物自動車の交差点左折時人身事故につき、原判決は、被害者の自転車が車左側の死角の範囲内と範囲外の境界線付近にいたことまでしか証拠上認定できないとして死角範囲内外の択一的過失を認定したが、本判決は左折の過程全体に過失を認め原判決を破棄(平成28年8月25日東京高裁)

【16】被告の普通乗用車が、Aが運転しB及びCが後部座席に乗車したオートバイ(被害車両)の通行を妨害する目的で追走し、被害車両を転倒させAを死亡させB、Cに傷害を負わせた事案。本判決は危険運転致死傷罪の成立を認めた原審の結論を維持した(平成28年12月13日大阪高裁)

【17】被告人は、DV防止法に基づき、禁じられていた同人の配偶者の子の学校付近を徘徊したとして保護命令違反に問われた事案。被告人は、校長に手紙を出すために学校を訪れただけであり「徘徊」には当たらないとして、本判決は原審の有罪判決を破棄し、被告人を無罪とした(平成29年2月24日東京高裁)

【18】中等度精神遅滞の被告人の放火事件につきその精神遅滞の程度が責任能力にどの程度影響するかが争点となった事案。被告人は放火行為の危険性を一応理解しているが、本件犯行を思いとどまることは著しく困難だったとの疑いを排除できないとして心神耗弱を認めて刑を言渡した(平成28年8月1日岡山地裁)

【19】警察官らは、被告人に車上狙犯と目星をつけ、同人がよく通る屋外駐車場に軽トラックを無人・無施錠の状態ですら、助手席に発泡酒等を積載、これを被告人が盗んだところで現行犯逮捕した。本判決はこれを違法捜査とし被害届等は証拠能力を欠くとして被告を無罪とした(平成29年3月24日鹿児島地裁加治木支部)

(公法)

【20】内国法人に係る特定外国子会社等の行う地域統括業務が、租税特別措置法(平成21年法律第13号による改正前のもの)66条の6第3項にいう株式の保有に係る事業に含まれるとはいえないとされた事例、及び上記の事業が同法66条の6第3項及び4項にいう主たる事業であるとされた事例(平成29年10月24日最高裁)

【21】公職選挙法204条の選挙無効訴訟において、選挙人は同法205条1項所定の選挙無効の原因として同法10条1項2号の規定の違憲を主張することができないとされた事例(平成29年10月31日最高裁)

【22】固定資産税及び国民健康保険税に係る滞納処分として本件土地等の差押を受けたXが、公売公告前の本件土地上に「不動産公売予定地」等と記載された看板を設置したY市に対し、看板設置で名誉が侵害されたなどとして慰謝料等を請求し、同請求が一部認容された事例(平成28年9月28日熊本地裁玉名支部)

【23】東京都民Xが東京都情報公開条例に基づき東京都知事Yに対し別件訴訟の訴訟関連文書の開示を請求をしたところ、Yは一部開示決定をしたためXは別件訴訟の事件番号を非開示とした部分の取消を求める訴えを提起したが、同開示請求が棄却された事例(平成28年11月29日東京地裁)

(社会法)

【24】Y社は定年後再雇用基準を満たさない者には雇用期間1年のパートタイマーを提示するものとしていたところ、事務職だったXは清掃パートの提示を断り定年退職扱となったため雇用契約上の地位確認及び賃金の請求等を求めた。Y社は高年法改正の趣旨に違反する等としてXの請求を一部認容(平成28年9月28日名古屋高裁)

1. 法律雑誌等に掲載された主な判例

【民事法】

(1) 最二判平成29年10月23日 最高裁HP

平成28年(受)第1892号 損害賠償請求事件(破棄差戻)

判決文: http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/154/087154_hanrei.pdf

(裁判要旨)

Xが、通信教育等を目的とするYに対し、Yが管理していたXの個人情報の漏えいを理由として、慰謝料等の支払を求めた事案において、Xの請求を棄却した原審の判断には、審理不尽の違法があるとして、原審に差し戻した事例。

(理由)

本件個人情報とは、Xのプライバシーに係る情報として法的保護の対象となるというべきであるところ(最高裁平成14年(受)第1656号同15年9月12日第二小法廷判決・民集57巻8号973頁参照)、本件事実関係によれば、本件漏えいによって、Xは、そのプライバシーを侵害されたといえる。しかるに、原審は、上記のプライバシーの侵害によるXの精神的損害の有無及びその程度等について十分に審理することなく、不快感等を超える損害の発生についての主張、立証がされていないということのみから直ちにXの請求を棄却すべきものとしたものである。

(2) 東京高判平成28年9月5日 判例時報2343号63頁

平成28年(ネ)第1426号 国家賠償請求控訴事件[一部控訴棄却、一部取消・請求棄却(上告・上告受理申立(上告棄却・不受理))]

Xは有機肥料の製造及び供給等を目的とする会社であって、一般廃棄物及び産業廃棄物の収集運搬や処分を業として行っていたところ、平成17年8月22日に営業停止勧告(以下、「本件勧告」という。)、平成18年7月7日に各種営業許可取消処分(以下、「本件処分」という。)を受けた。これをXは争い、平成22年7月8日、本件処分を取り消す旨の判決が確定した。Xが平成25年7月3日、Y(長野県)に対し、国家賠償請求を求めたところ、Yは消滅時効を主張した。

原判決は、本件勧告の違法を理由とする損害賠償請求権の消滅時効を認める一方で、本件処分の違法を理由とする損害賠償請求権の時効は成立していないとして、Xの請求を一部認容した。これに対し、控訴審は、Xは、本件勧告の時からこれが不法行為を構成するとの認識の下に損害賠償請求のための準備を進めていたのであり、本件勧告及び本件処分の時から損害及び加害者を認識していたとして、本件勧告及び本件処分の翌日からそれぞれ起算して3年間を経過した日をもって消滅時効が完成したとして、Y敗訴部分を取り消し、Xの請求を全部棄却した。

(3) 大阪高決平成28年9月16日 判例時報2342号30頁

平成28年(ラ)第486号 市町村長処分不服申立却下審判に対する抗告事件(抗告棄却(確定))

日本に在住するC国籍の男性X(原審申立人、抗告人)がC国籍の女性と、日本国内のC国の総領事館において、C国法の方式により婚姻し、その後、C国政府作成の婚姻関係証明書添付して、居住地のB区長に対して、前記婚姻の事実に係る婚姻届出をしたところ、B区長が戸籍法の適用がないとの理由により、本件婚姻届出を不受理としたことについて、戸籍法121条に基づき、本件婚姻届出を受理するようにB区長に命ずることを求め、家庭裁判所に不服申立したところ、原審は、戸籍法上本件婚姻届出は義務づけられておらず、B区長が本件婚姻届出を受理しないことが戸籍法上違法、不当であるとはいえないとしてXの申立を却下した。

抗告審でも、原審の判断が是認され、戸籍法41条の類推適用により本件婚姻届出を受理すべきだという抗告人の主張についても、同条は外国に在住する日本人の身分関係の変動を戸籍に反映させるための規定であって、戸籍を作ることが予定されていない在留外国人に類推すべき規定とは言えないとして、抗告棄却決定が下された。

(4) 名古屋高金沢支部決平成28年11月28日 判例時報2342号41頁

平成28年(ラ)第103号 特別縁故者に対する相続財産分与申立却下審判に対する即時抗告事件(取消・請求認容(確定))

被相続人が入所していた障害者支援施設を運営する社会福祉法人(抗告人)が、被相続人の特別縁故者に該当するとして、被相続人の相続財産の分与を求めたところ、原審がその申立を却下したため(その理由は、法人が被相続人に提供した療養看護は、基本的には利用契約に基づき提供されたものであり、社会福祉事業を目的とする障害者支援施設とその利用者との関係を超える特別なものであったとまではいえず、特別縁故者に当たらない、というもの)、法人が即時抗告した事案。

抗告審は、抗告人運営の施設職員は約35年間にわたって知的障害及び身体障害を有し意思疎通が困難であった被相続人との間において地道に信頼関係を築くことにつとめた上、日常的な介助のほか、カラオケ、祭り、買い物等の娯楽に被相続人が参加できるように配慮し、身体状況が悪化した平成5年以降は昼夜を問わず頻発するてんかんの発作に対応したり、ほぼ寝たきりとなった平成21年以降は被相続人を温泉付きの施設に転居させて、専用のリフ

ト(40万円)や特別浴槽(数百万円)を購入してまで介助に当たるとともに、その死亡後は葬儀や永代供養を行うなどしたのであり、原告人は、長年にわたり被相続人が人間としての尊厳を保ちなるべく快適な暮らしを送ることができるよう献身的な介護を続けていたのであり、このような療養看護は社会福祉法人として通常期待されるサービスの程度を超え、近親者の行う世話に匹敵すべきもの(あるいはそれ以上のもの)と言って差支えない、市町村や被相続人負担の施設利用料及び国等からの補助金は被相続人の介護の内容やその程度に見合うものではなかった上、低廉の利用料の負担で済んだことが被相続人の資産形成(2256万1647円の普通預金債権で、生前は原告人管理)に大きく寄与したと認められる、として、民法958条の3第1項の特別縁故者に当たると認め、原審判を取り消し、相続財産の全部を原告人に分与する旨の決定を下した。

(5)大阪高判平成29年10月27日 裁判所HP

平成28年(ネ)第899号 損害賠償請求控訴事件、仮執行の原状回復及び損害賠償を命ずる裁判の申立事件(変更)

判決文：http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/243/087243_hanrei.pdf

福島第一原子力発電所の事故発生後福島県郡山市から家族で自主避難した者が、同原発を設置・運営する原子力事業者に対し、原子力損害の賠償に関する法律3条1項本文に基づき損害賠償を求めた事案において、自主避難者が一定期間避難を継続する合理性を認めた上、避難開始後うつ病等に罹患したことと上記事故との間に相当因果関係を認め、うつ病の治療開始から約2年間経過時までを上記事故と相当因果関係のある治療期間及び就労不能期間と認めるとともに、上記事故以外の要因が精神疾患の悪化に相当程度寄与したとして、民法722条2項を類推適用して休業損害等につき減額した事例。

(6)東京地判平成28年6月21日 判例時報2341号112頁

平成26年(ワ)第18340号・同第27491号・平成27年(ワ)第36086号 損害賠償請求本訴、売買代金請求反訴、損害賠償請求(別訴)事件(本訴一部認容・一部棄却、別訴一部認容・一部棄却、反訴認容(控訴))

本件は、X社(代表者A)を買主、Y1社(代表者Y2)を売主とする化粧品(訴外B社が製造販売する化粧品)の継続的売買契約(本件基本契約)を締結したXがY1に対し、主位的にはXの独占販売を認める合意がされたにもかかわらずY1が合意に違反したとして債務不履行による損害賠償請求、予備的には仮に合意が認められないとしてもY1はXに独占販売の合意があると誤信させてXに損害を被らせたとして不法行為に基づく損害賠償請求をした事案である。Y1は、Xに対し、売買契約に係る代金請求の反訴、Xは、Y1の代表者Y2に対し、不法行為に基づく損害賠償請求の別訴を提起した。

本判決は、XとYらの交渉取引の経過を詳細に認定した上、本件基本契約の原案、契約書にはXに独占販売権を認める旨の条項がないこと、独占販売の対象、期間、代償等の具体的条件について交渉を行った形跡は証拠上うかがわれないこと等から独占販売に関する合意の成立を否定し、主位的請求を棄却したが、契約準備段階における誠実交渉、重要な情報提供の信義則上の義務があるとし、Aから独占販売の要望を受け少なくともインターネット上での独占販売が可能であると誤信させたことについてY1及びY2は不法行為責任を負うとし、Xが主張した損害のうち、独占販売が可能と誤信しなければ支出されなかった費用について、Yらの不法行為と相当因果関係ある損害と認め、広告費、サンプル送付費用等129万円余、弁護士費用13万の合計142万余の支払を命じた。

反訴請求については、商品を販売納品したことについてXY間に争いがなく請求額が認容された。

(7)大阪地判平成29年5月18日 判例タイムズ1440号198頁

平成26年(ワ)第11819号 補償協定上の地位確認請求事件(認容、控訴)

判決文：http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/906/086906_hanrei.pdf

水俣病の補償協定について、「本協定内容は、協定締結以降認定された患者についても希望する者には適用する。」との定めがあることについて、水俣病の認定を受けた者であれば、認定を受ける前に提起した訴訟によって損害賠償金の支払を受けた者も除外しない趣旨なのかが争われた事案において、本判決は、協定は水俣病にかかる損害賠償債務の具体的内容について争いがあることを前提とした和解契約であるが、それが協定締結当時の当事者ではない患者らの法的権利の解釈に直ちに結びつくものではないとして、協定締結の経緯、協定締結当時の被告会社の行動(協定を締結した水俣病団体には既に水俣病第1次訴訟において損害賠償請求が認められた者が含まれていたが、これらの者を協定の当事者から除外しなかった)、協定の趣旨(潜在患者を含む被害者全ての救済を約束し、水域汚染の再発防止を誓約する等の内容が記載され、水俣病第1次訴訟における認容額を上回る金銭的補償に加え、謝罪等の非金銭的補償が定められたこと)等につき検討のうえ、上記「認定された患者」について、損害賠償請求訴訟を選択した者を除外する趣旨であったと解することはできないとして、認定前に訴訟により被告会社から損害賠償金の支払を受けた者の相続人による協定に基づく請求を認めた。

【商事法】

(8)東京地判平成29年6月29日 金法2077号69頁

平成28年(ワ)第5179号 株主権確認等請求事件,平成28年(ワ)第22141号 株主権確認等請求事件(請求棄却,控訴)

本件は,株式会社A(吸収合併により消滅した会社)の株式を保有していた同社の創業者一族であるXらが,Y1銀行およびY4銀行に対し,貸付金の担保としてその保有する上記株式を提供していたところ,Y1銀行およびY4銀行が担保権を実行してこれを取得したことに関し,(1)主位的に,Y1銀行およびY4銀行は,Xらには十分な担保余力があり,緊急に債権回収をすべき必要性がなかったにもかかわらず,A社の混乱等に乗じて担保権を実行し,Xらの支配権を奪ったのであるから,本件担保権実行は権利の濫用または信義則違反であって無効であるなどと主張し,Yらに対し,XらがA社を吸収合併したY2社(旧商号株式会社B)株式を有する株主であることの確認を求めるとともに,(2)予備的に,Xらは,Yらが結託して違法な本件担保権実行をし,A社株式を手放さざるを得なくなったことにより損害を被ったなどと主張して,Yらに対し,共同不法行為に基づき,本件担保権実行の際に基準とされた株価(1株当たり245円)と,XらがA社の適切な企業価値を表しているとして主張する第29期第一四半期の決算発表前日までの1年間の終値の単純平均値(504.23円)との差額259.23円にXらの保有株式数を乗じた額の一部を損害金として,これに対する遅延損害金と併せて,賠償を求めらるる事案である。

本判決は,まず,本件担保権実行時点でのXらのY1銀行に対する債務総額は32億6359万3070円であったところ,Xらが担保に供していた資産の評価額は,株式が28億3565万1600円,不動産が3億4362万0008円であり,上記債務全額を担保するに足りないものであったこと,また,同時点のX1のY4銀行に対する債務は5030万0568円であるところ,Xらが担保に供していた資産の評価額は1億2240万円であり,十分な担保となっていたが,Y4銀行は,本件担保権実行後に実行対象とならなかった残余株式をX1に返還していることを認定し,Y1銀行およびY4銀行による本件担保権実行は,いずれも被担保債権の範囲内で行われたものであったと判示した。そのうえで,Xらは,Yらの一連の行為は,Y1銀行およびY4銀行による債権回収を超えた経営権奪取という共通の目的のために行われたものであり,本件担保権実行は権利の濫用または信義則違反であるとして,(1)人事・経営への介入,(2)株主権行使の妨害,(3)株式処分妨害,(4)弁済受領拒否の各事実を主張しているものの,いずれも認められないので,本件担保権実行は,権利の濫用または信義則違反によって無効となるとはいえず,Xらに対する不法行為が成立するものともいえないと判示した。

【知的財産】

(9)知財高判平成29年10月23日 裁判所HP

平成28年(行ケ)第10185号 審決取消請求事件 特許権 行政訴訟(認容)

判決文: http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/175/087175_hanrei.pdf

「実例 弁護士が悩む高齢者に関する法律相談請求人である原告は特許法123条2項の利害関係人に当たらず,無効審判の請求人適格を有しないから,本件審判請求は不適法であって却下すべき」とした審決の取り消しを求めた事案であって,「原告は本件特許の無効を求めることについて十分な利害関係を有するものというべきである」として,審決を取り消した事案。

本件審判手続において,請求人(原告)の本人尋問が行われていたが,当裁判所は,改めて原告本人尋問を実施した。その際,原告は,本件審判請求を行った動機,経緯等について,要旨次のとおり陳述した。

- ・原告発明は,紙おむつの外層シートに新たな構造を付加することを特徴とするものであり,弾性構造のない部分を有し,かつ,(テープ型でなく)パンツ型のおむつが最も適する。
- ・原告としては,自ら発明を実施する能力がないので,ライセンスや他の業者に委託して製造してもらうことなどを考えており,製品化の準備として,市販品のおむつ(被告製品など)に手を加えて試作品(サンプル)を製作していた。
- ・原告としては,原告発明を製品化する場合,被告の本件特許に抵触する可能性があると考えていたので,率直にその旨を上記の業者らに伝えたところ,いずれも,その問題(特許権侵害の可能性)をクリアしてからでないと,依頼を受けたり,検討したりすることはできないといわれ,それ以上話が進められなかった。
- ・原告としては,設計変更等による回避も考えたが,原告発明を最も生かせる構造(実施例)は,被告の本件特許発明の技術的範囲にあると思われたため,原告発明を実施する(事業化する)には,本件特許に抵触する可能性を解消する必要があると判断し,また,専門家から本件特許に無効理由があるとの意見をもらったことから,本件無効審判請求を行った。

以上のとおり,原告は,単なる思い付きで本件無効審判請求を行っているわけではなく,現実に本件特許発明と同じ技術分野に属する原告発明について特許出願を行い,かつ,後に出願審査の請求をも行っているところ,原告としては,将来的にライセンスや製造委託による原告発明の実施(事業化)を考えており,そのためには,あらかじめ被告の本件特許に抵触する可能性(特許権侵害の可能性)を解消しておく必要があると考えて,本件無効審判請求を行ったというのであり,その動機や経緯について,あえて虚偽の主張や陳述を行っていることを疑わせるに足りる

証拠や事情は存しない。

以上によれば、原告は、製造委託等の方法により、原告発明の実施を計画しているものであって、その事業化に向けて特許出願(出願審査の請求を含む。)をしたり、試作品(サンプル)を製作したり、インターネットを通じて業者と接触をするなど計画の実現に向けた行為を行っているものであると認められるところ、原告発明の実施に当たって本件特許との抵触があり得るというのであるから、本件特許の無効を求めることについて十分な利害関係を有するものというべきである。

(10)知財高判平成29年10月24日 裁判所HP

平成29年(行ケ)第10094号 審決取消請求事件 商標権 行政訴訟 (認容)

判決文 : http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/159/087159_hanrei.pdf

被告は、「袋物、携帯用化粧品入れ」等を指定役務とし、「豊岡柳」の漢字と「Toyooka」の欧文字を含む商標(本件商標)の商標権者であるところ、原告は、本件商標について無効審判を請求したが、特許庁が不成立の審決(本件審決)をしたので、原告が審決の取消しを求めて本件訴訟を提起した事案。

本件審決の理由は、要するに、本件商標は、引用商標又は原告の業務に係る商品と混同を生ずるおそれがあるとはいえず、同項15号にも該当するものではないから、その商標登録を無効にすべきでない、というものである。

本件商標の外観は、「豊岡柳」の漢字を上段に、「Toyooka」の欧文字を下段に書し、これらの文字の間には横線が引かれ、その構成中の「柳」の文字の一部が縦に長く伸びている。

無効審判における引用商標は、地域団体商標として設定登録を受けたものであり、その外観は、「豊岡杞柳細工」の漢字を横書きして成るものである。

そして、本件商標は、外観や称呼において引用商標と相違するものの、本件商標からは、豊岡市で生産された柳細工を施した製品という観念も生じ得るものであり、かかる観念は、引用商標の観念と類似すること、引用商標を付した原告商品は、原告の業務を示すものとして周知性を有しており、引用商標が地域団体商標として登録されていること、本件商標の指定商品は、原告商品と同一又は密接な関連性を有するもので、原告商品と取引者及び需要者が共通することその他被告の本件商標の使用態様及び需要者の注意力等を総合的に考慮すれば、本件商標を指定商品に使用した場合は、これに接した取引者及び需要者に対し、原告の業務に係る「豊岡杞柳細工」の表示を連想させて、当該商品が原告の構成員又は原告との間に緊密な営業上の関係又は同一の表示による商品化事業を営むグループに属する関係にある営業主の業務に係る商品であると誤信され、商品の出所につき誤認を生じさせるとともに、地域団体商標を取得した原告の表示の持つ顧客吸引力へのただ乗り(いわゆるフリーライド)やその希釈化(いわゆるダイリューション)を招くという結果を生じかねない。

そうすると、本件商標は、商標法4条1項15号にいう「混同を生ずるおそれがある商標」に当たると解するのが相当である、として原告の請求は認容された。

(11)知財高判平成29年10月25日 裁判所HP

平成29年(行ケ)第10053号 審決取消請求事件 商標権 行政訴訟 (認容)

判決文 : http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/189/087189_hanrei.pdf

被告は、「サンドイッチ」等を指定役務とし、「千鳥屋」の文字を書してなる商標(本件商標)の商標権者であるところ、原告は、「菓子、パン」を指定商品とし、「チドリヤ」の文字を書してなる登録商標を引用商標とし、本件商標が商標法4条1項11号に該当するとして、その登録を無効とすることを求めて無効審判を請求したが、特許庁が不成立の審決(本件審決)をしたので、原告が審決の取消しを求めて本件訴訟を提起した事案。

特許庁における審決の理由は、要するに、本件商標と引用商標とは、「チドリヤ」の称呼が同一であるとしても、外観及び観念において相紛れるおそれはないから、非類似の商標というのが相当であり、商標法4条1項11号に該当しない、というものである。

たしかに、本件商標が、漢字を書してなるものであるのに対し、引用商標は、片仮名を書してなるものであるから、本件商標と引用商標の外観は同一であるとはいえない。しかし、我が国において、外来語以外でも同一語の漢字表記と片仮名表記が併用されることが多く見られる事情があることなどを考慮すると、需要者にとって、文字種が異なることは、本件商標と引用商標が別異のものであることを認識させるほどの強い印象を与えるものではない。

次に、本件商標からは、「千鳥屋」という菓子屋の屋号又は商号との観念が生じるものと認められる。そして、本件商標の登録査定時において、「千鳥屋」が、九州地区、関西地区、関東地区では著名な菓子屋の屋号及び商号であり、引用商標は、「千鳥屋」の称呼を片仮名で表記したものとイえることからすると、本件商標と同様に、引用商標から「千鳥屋」という菓子屋の屋号又は商号との観念が生じるものと認めるのが相当である。このことは、検索サイトの検索結果において、「チドリヤ」の検索結果として、「千鳥屋」が多数検索されることや、「チドリヤ」の文字を検索した際に、「千鳥屋」の検索の誤りであることを指摘する検索サイトが複数あることから裏付けられる。

そして、本件指定商品及び引用商標の指定商品は、さほど高価とはいえない日常的に消費される性質の商品(食品)であり、その取引者、需要者には、広く一般の消費者が含まれるから、商品の同一性を識別するに際して、その名称、称呼の果たす役割は大きく、重要な要素となるというべきである。そうすると、本件商標と引用商標の類否を判断するに当たっては、外観及び觀念に比して、称呼を重視すべきであるといえる。以上によれば、本件商標と引用商標は、称呼において同一であり、両商標からは同一の觀念を生じるものといえるから、本件指定商品の需要者にとって、引用商標と同一の称呼を生じる本件商標を付した商品を、引用商標を付した商品と誤認混同するおそれがあるものと認められる。

以上によれば、本件商標と引用商標は類似するというべきであるから、商標法4条1項11号に該当しないと判断した審決には誤りがあり、原告が主張する取消事由は理由がある、として原告の請求は認容された。

(12)知財高判平成29年11月7日 裁判所HP

平成29年(行ケ)第10032号 審決取消請求事件 特許権 行政訴訟(認容)

判決文：http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/201/087201_hanrei.pdf

請求項に記載された発明についての本件訂正を認めず、各発明に係る特許を無効とした審決の取り消しを求めた事案であって、「訂正事項は特許請求の範囲の減縮に該当するというべきであり、訂正を認めなかった本件審決には誤りがある」等として、審決を取消した事案。

訂正事項9-2は、本件訂正前の請求項9における「前記銀の粒子が互いに隣接する部分において融着し、」を、「前記銀の粒子が互いに隣接する部分において融着し(但し、銀フレークがその端部でのみ融着している場合を除く)、」とするものである。したがって、本件訂正前の請求項9においては、「銀の粒子」の形状に限定がなく、融着の態様は、「互いに隣接する部分において融着」とされていたところ、本件訂正後の請求項9においては、訂正事項9-2により、「但し、銀フレークがその端部でのみ融着している場合を除く」と付加されたことにより、「銀の粒子」の形状が「銀フレーク」で、その融着箇所が「その端部でのみ融着している」との態様のものが除かれている。

広辞苑第6版によれば、「フレーク」とは、「薄片」、すなわち、「うすい切れ端。うすいかげら」を意味し、「端」とは、物の末の部分、先端、中心から遠い、外に近い所、へり、ふちを意味するとされるから、「銀フレークがその端部でのみ融着している場合を除く」ことにより、少なくとも、銀フレーク、すなわち銀の薄片が、そのへりの部分でのみ融着する態様のものは除外されることになり、本件訂正後の請求項9は、本件訂正前の請求項9よりも、その範囲が減縮されるというべきである。

被告は、本件明細書において、「銀フレーク」の厚さ及び形状が特定されていないことから、「銀フレーク」の概念は不明確であり、「端部」についても、その定義が明確でなく、「銀フレーク」の「端部」として特定される領域が、「銀フレーク」の表面のどこに当たるのか一義的に特定することができないから、訂正事項9-2は不明確であると主張する。

しかし、銀フレークの厚さ及び形状が具体的に特定されていなくても、「薄片」、「うすいかげら」を觀念することは可能であり、また、「端部」の領域が定量的に示されていなくても、「中心から遠い、外に近い」部分、「へり」の部分を觀念することは可能であるから、訂正事項9-2によって除かれる対象となる構成が特定されていないとはいえず、被告の主張は採用できない。

以上によれば、訂正事項9-2は、特許請求の範囲の減縮に該当するというべきであり、特許法134条の2第1項に適合しないとして請求項9に係る訂正を認めなかった本件審決には、誤りがある。

【民事手続】

(13)最一判平成29年11月16日 最高裁HP

平成29年(受)第761号 再生債権査定異議事件(棄却)

判決文：http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/232/087232_hanrei.pdf

(裁判要旨)

再生債務者が無償行為若しくはこれと同視すべき有償行為の時に債務超過であること又は当該行為により債務超過になることは、民事再生法127条3項に基づく否認権行使の要件ではない。

(理由)

民事再生法127条3項は、再生債務者が支払の停止等があった後又はその前6月以内にした無償行為等を否認することができるものとし、同項に基づく否認権行使について、対象となる行為の内容及び時期を定めるところ、同項には、再生債務者が上記行為の時に債務超過であること又は上記行為により債務超過になることを要件とすることをうかがわせる文言はない。

そして、同項の趣旨は、その否認の対象である再生債務者の行為が対価を伴わないものであって再生債権者の利益を害する危険が特に顕著であるため、専ら行為の内容及び時期に着目して特殊な否認類型を認めたことにありと解す

るのが相当である。そうすると、同項所定の要件に加えて、再生債務者がその否認の対象となる行為の時に債務超過であること又はその行為により債務超過になることを要するものとするは、同項の趣旨に沿うものとはいえない。

(14)大阪高判平成29年3月3日 金法2076号73頁

平成28年(ネ)第2773号 供託金還付請求権確認本訴,同反訴請求控訴事件(控訴棄却)

Z社の顧客であるA社に対する380万1763円の譲渡禁止特約付きの売掛債権につき、譲渡担保権者であるというX社の権利主張と、その後に破産手続が開始されたZ社の破産管財人に選任されたYの権利主張とが競合したため、A社がZ社に対する反対債権との相殺後の残額366万2613円を債権者不確知を理由として弁済供託した。本件はYに対して、X社が上記供託金の還付請求権を有することの確認を求める本訴事件と、X社に対し、Yが供託金の還付請求権を有することの確認を求める反訴事件とからなる事案である。原判決は、本訴に係る請求を棄却し、反訴に係る請求を認容したところ、X社が控訴した。

本判決は、売掛債権を譲り受けたX社は、譲渡人Z社が破産手続開始決定を受けたときには、破産手続開始決定前に当該譲渡について第三者対抗要件を具備していない限り、上記債権の譲受をもって破産管財人Yに対抗することができないと判示した上、譲渡禁止特約のある売掛債権を譲受人Z社が特約の存在を知って譲り受けた場合、債権譲渡は債務者であるA社が承諾を与えていない以上無効であって、A社が承諾を与えたときには、譲渡の時に遡って有効になるが、民法116条の法意に照らし、差押債権者等の第三者の権利を害することはできないと解されるので、上記売掛債権は、Z社の破産手続開始決定によりZ社の破産財団を構成するところとなったものであり、上記供託金の還付請求権はYに帰属しているというべきであると結論付け、本件控訴を棄却した。

【刑事法】

(15)東京高判平成28年8月25日 判例タイムズ1440号174頁

平成27年(ウ)第2281号 自動車運転過失致死被告事件(破棄自判,上告)

被告人が、大型貨物自動車を運転し、信号機のある交差点を左折進行し、横断歩道上を自転車で走行していた被害者に自車を衝突させて転倒させるなどして死亡させたという事案において、原審が、被害者の自転車が自車左側の死角の範囲内と範囲外の境界線付近にいたことまでしか証拠上認定できないとして、検察官に対し、死角内を走行した場合と、死角外を走行した場合のそれぞれに対応する過失を択一的な訴因に変更させようとして、その訴因どおり択一的な過失を認定したのに対し、本判決は、過失の択一的認定は許されないとして原判決を破棄し、予備的に追加された訴因に基づき、被告人の過失を「交差点左折方向出口には横断歩道及び自転車横断帯が設けられていた上、自車には目視及びサイドミラー等からは見えない死角があり、同横断歩道等上を横断する自転車等が死角内に存在している可能性があったのであるから、微発進と一時停止を繰り返しながら目視及びサイドミラー等を注視するなどして、死角内から死角外に出てくる自転車等の有無及びその安全を確認しつつ左折進行すべき自動車運転上の注意義務があるのにこれを怠り、微発進と一時停止を繰り返さず、かつ、十分に目視及び再度ミラー等の注視をせず、横断歩道等上を横断する自転車等の有無及びその安全を確認しないまま漫然時速約5kmで左折進行した過失」と認定して、被告人に禁固1年6月(執行猶予3年)を言い渡した。

(16)大阪高判平成28年12月13日 判例タイムズ1440号165頁

平成28年(ウ)第303号 危険運転致死傷被告事件(控訴棄却,上告)

判決文：http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/759/086759_hanrei.pdf

被告人が、普通乗用車を運転し、Aが運転し、B及びCが後部座席に乗車したオートバイ(被害車両)の通行を妨害する目的で、約1.9kmにわたって追走し、その間、指定最高速度40km毎時を超える時速約60kmないし90kmで追い上げ、あるいは、右後方約55cmや後方約1.1mないし約5.8mにまで接近するなど、被害車両に著しく接近し、かつ、重大な交通の危険を生じさせる速度で運転して、Aに被告人車両と同等以上の高速度で走行させ、的確な運転操作等をできなくさせて、被害車両を道路縁石に接触させ、Aらもろとも同車を転倒させるなどして、Aを死亡させるとともに、B及びCに傷害を負わせた事案において、危険運転致死傷罪における「人又は車の運行を妨害する目的」には、人又は車の自由かつ安全な通行を妨げることを積極的に意図する場合のほか、危険回避のためやむを得ないような状況等もないのに、人又は車の自由かつ安全な通行を妨げる可能性があることを認識しながら、あえて走行中の自動車の直前に進入し、その他通行中の人又は車に著しく接近し、かつ、重大な交通の危険を生じさせる速度で自動車を運転する場合も含まれるとしたうえで、本件の事実関係や被告人の供述に照らせば、被告人が被害車両の通行を妨害する積極的意図までは有していたと認められないが、通行妨害目的は認められると判断して、同罪の成立を認めた原審の結論を維持した。

(17)東京高判平成29年2月24日 判例タイムズ1440号159頁

平成28年(う)第1719号 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律違反被告事件(破棄自判,確定)

被告人が,裁判所から,平成28年4月8日,配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(DV防止法)に基づき,同日から起算して6ヶ月間,被告人の配偶者の子である長男(当時12歳)の住居,就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいはならない旨の保護命令を受けていたが,同年6月1日,同人が就学する学校付近をはいかいたとして保護命令違反の有無が争われた案件において,本判決は,被告人が学校を訪れた目的は,校長に手紙を渡すためであり,被告人にそれ以外の目的が存在したと認めるに足りる証拠もなく,かつ,本件行為は,その目的に沿った短時間(午後3時55分から午後4時3分までの間)であったといえるから,本件保護命令で禁止された「はいかい」にはあたらないなどと説示し,故意の有無については判断するまでもないとして,原審の有罪判決を破棄し,被告人に無罪を言い渡した。

(18)岡山地判平成28年8月1日 判例タイムズ1440号245頁

平成27年(わ)第478号 建造物等延焼被告事件(有罪,確定)

集合住宅の一室に単身居住していた中等度精神遅滞の被告人が,自室の壁に立てかけて置かれていた自己所有の木製ベッドを廃棄するために燃やして小さくしようと考え,深夜,そのベッドに放火して焼損させ,更に付近の壁や天井を焼損させたとして,延焼罪に問われた事案において,被告人の精神遅滞の程度が責任能力にどの程度影響するかが争点となり,本判決は,事理弁識能力や行動統御能力を個別に吟味することは困難である上,それにより適切な判断は得られないとし,被告人が火を放つことや火災は危険であることを理解していることを前提としつつ,その理解の内実(本件状況下で火を放つことがどのような内容のどのような大きさの危険があると理解できていたか)を検討し,被告人の本件犯行に関する供述及び行動等から,被告人は,犯行当時,放火行為によって周囲の生命,身体等に対して危険が存することは一応理解しているが,その大きさについての理解を著しく誤っていたから,本件犯行を思いとどまることは著しく困難であったとの疑いを排斥できないとして,被告人に心神耗弱を認めて刑を言い渡した(懲役10月)。

(19)鹿児島地加治木支部判平成29年3月24日 判例時報2343号107頁

平成28年(わ)第43号 窃盗被告事件(無罪(確定))

警察官らは,一連の車上狙いにつき被告人に嫌疑を認め,被告人が徘徊の際によく通る屋外駐車場に軽トラックを無人・無施錠の状態に駐車し,その助手席上に発泡酒一箱等を積載し,これを被告人が盗み出したところで現行犯逮捕した(以下,この捜査手法を「なりすまし捜査」という。)。

本判決は最高裁平成16年決定が示したおとり捜査が許容される要件を前提に, 被告人の住居等は特定され,行動方法は徒歩等で追跡が容易で, 車上狙いは他者から観察しやすい犯罪類型であり, 被害申告後に捜査に着手するとしても捜査遂行は特に困難ではない等として,本件でなりすまし捜査を行う必要性はほとんどなく,違法であり,また,警察官らになりすまし捜査を行った事実を捜査書類上明らかにしない等の司法審査を潜脱する意図が見られること等に照らすと捜査の違法は重大として,違法な捜査と直接かつ密接な関連性を有する被害届等の証拠は,証拠能力を欠くものとして証拠排除し,被告人の自白の補強証拠がないとして無罪とした。

【公法】

(20)最三判平成29年10月24日 最高裁HP

平成28年(行ヒ)第224号 法人税更正処分取消等請求事件(破棄自判)

判決文 : http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/157/087157_hanrei.pdf

(判旨)

1 内国法人に係る特定外国子会社等の行う地域統括に関する業務が租税特別措置法(平成21年法律第13号による改正前のもの)66条の6第3項にいう株式の保有に係る事業に含まれるとはいえないとされた事例

2 内国法人に係る特定外国子会社等の行う地域統括に関する業務が租税特別措置法(平成21年法律第13号による改正前のもの)66条の6第3項及び4項にいう主たる事業であるとされた事例
(事案の概要等)

税務署長から,租税特別措置法(平成21年法律第13号による改正前のもの)66条の6第1項により,シンガポール共和国において設立された上告人の子会社であるAの課税対象留保金額に相当する金額が上告人の本件各事業年度の所得金額の計算上益金の額に算入されるなどとして,平成20年3月期の法人税の再更正処分及び過少申告加算税賦課決定処分並びに平成21年3月期の法人税の再更正処分を受けたため,被上告人を相手に,これらの処分(上記の各再更正処分については上告人の主張する金額を超える部分)の取消しを求める事案である。

原判決は,措置法66条の6第3項にいう株式の保有は,これを事業として行う以上,それによって利益を受けることは

当然に含意されており、その利益を受ける方法としては、配当を受領するにとどまる場合もあれば、株式発行会社を支配し、その業務内容を自己の意のままに決定することを通じてより多くの配当を得ようと活動することもある。したがって、事業としての株式の保有は、単に株式を保有し続けることに限られず、株式発行会社を支配し管理するための業務もその事業の一部を成し、一定の地域内にある被支配会社を統括するための諸業務も株式の保有に係る事業の一部を成すから、地域統括業務は、株式の保有に係る事業に含まれる一つの業務にすぎず、別個独立の業務とはいえない等としたが、最高裁判所は、「Aの行っていた地域統括業務は、地域企画、調達、財務、材料技術、人事、情報システム及び物流改善という多岐にわたる業務から成り、豪亜地域における地域統括会社として、集中生産・相互補完体制を強化し、各拠点の事業運営の効率化やコスト低減を図ることを目的とするものということができるのであって、個々の業務につき対価を得て行われていたことも併せ考慮すると、上記の地域統括業務が株主権の行使や株式の運用に関連する業務等であるということとはできない。」等と判断し、取消請求を認容した。

(21) 最三判平成29年10月31日 最高裁HP

平成29年(行ツ)第67号 選挙無効請求事件(棄却)

判決文: http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/182/087182_hanrei.pdf

公職選挙法204条の選挙無効訴訟において、選挙人は、同法205条1項所定の選挙無効の原因として同法10条1項2号の規定の違憲を主張することができないとされた事例。

主張された無効原因は、被選挙者資格制限の合憲性であったが、最高裁判所は、「一定の年齢に達しない者につき被選挙権を制限していることの憲法適合性については、当該者が自己の被選挙権の侵害を理由にその救済を求めて提起する訴訟においてこれを争うことの可否はあくとしても、同条の選挙無効訴訟において選挙人らが被選挙権の制限に係る当該規定の違憲を主張してこれを争うことは法律上予定されていない」として、上記の通り無効原因としての主張は許されないとした。

(22) 熊本地玉名支部判平成28年9月28日 判例時報2341号120頁

平成26年(ワ)第49号 損害賠償請求事件(一部認容、一部棄却(確定))

本件は、固定資産税及び国民健康保険税に係る滞納処分として、その所有する土地(本件土地)等の差押えを受けたXが、公売公告前の本件土地上に、「不動産公売予定地」等と記載された看板を設置したY市に対し、本件看板の設置によりXの名誉が侵害されたなどとして、国家賠償法1条1項に基づき、慰謝料等を請求した事案である。

本判決は、日本国憲法の下では徴税の手続は全て法律に基づいて行われなければならないと解されていることに照らせば、地方団体が徴税の手続において法律の規定に基づかずに滞納処分的事实を公開することは公権力の違法な行使に当たると解するのが相当であるとし、国税徴収法は、滞納処分の手続において公売公告の前に滞納処分的事实を公開することを予定しないものと解されるから本件看板の設置は、公権力の違法な行使に当たるとしてXの名誉及びプライバシーを侵害するものであったとし、Xの要望により本件看板は撤去され設置されていた期間は約1か月間にすぎなかったことやYがXに謝罪の意を表明していること等の事情を考慮し22万円の支払を命じた。

(補足)

請求額=550万円(慰謝料500万円,弁護士費用50万円)

認容額=22万円(慰謝料20万円,弁護士費用2万円)

(23) 東京地判平成28年11月29日 判例時報2343号45頁

平成28年(行ウ)第66号 公文書一部非開示処分取消請求事件(棄却)

東京都民Xが、東京都情報公開条例(以下、「本件条例」という。)6条1項に基づき、東京都知事Yに対し、別件訴訟(原告をA社、被告を東京都及び新宿区とする損害賠償事件の第一審及び控訴審)の訴訟関連文書として、控訴状、控訴理由書、答弁書等を対象として、文書開示請求をした。これに対し、Yは、意見書、控訴理由書等の各文書を開示の対象とした上で、事件番号を非開示とし、その余の部分を開示する旨の一部開示決定をした。これに対し、Xは、別件訴訟の事件番号を非開示とした部分の取消を求める訴えを提起した。

本判決は、裁判所名と事件番号とを併せてみることにより、当該事件が特定され、訴訟記録を閲覧することにより、何人も、別件訴訟の訴訟記録に記載された当該事件に関与する個人の氏名、住所、生年月日等を知ることが出来、「個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの」(本件条例7条2号本文)に該当し、一方で、「法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」(同号イ)に該当するとは認められないとして、請求を棄却した。

【社会法】

(24)名古屋高判平成28年9月28日 判例時報2342号100頁

平成28年(ネ)第149号 賃金等,損害賠償請求控訴事件(変更・請求一部認容(確定))

60歳定年制を採用し,スキルドパートナーとしての再雇用基準を満たさない者についてはパートタイマー就業規則に定める職務(雇用期間1年間)を提示することとされている会社(Y)において,事務職として勤務してきたXが,上記再雇用基準を満たさないと判断されてパートタイマーとして1年間の清掃業務等の雇用条件を提示されたが,受け入れず,定年退職扱いとなったため,Yに対し,スキルドパートナーとしての再雇用拒否は違法無効であり,スキルドパートナーとしての雇用契約上の地位確認及び賃金の請求,パートタイマーとして1年間の清掃業務等の雇用条件を提示したことが雇用契約上の債務不履行又は不法行為に当たるとして慰謝料200万円の請求,Yの代表取締役に対し会社法429条1項ないし債務不履行に基づく損害賠償請求をした事案。

原審は,ないしの請求をいずれも棄却した。

控訴審は,原審判断を相当としたが,については,高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(高年法)の平成24年法律第78号による改正及びその経過措置の趣旨について,60歳の定年後,再雇用されない男性の一部に生じ得る無年金・無収入の空白期間を埋めて,無年金・無収入の期間の発生を防ぐために,老齢厚生年金の報酬比例部分の受給開始年齢に到達した以降の者に限定して,労使協定で定める基準を用いることができるとしたものであるとし,そうすると,事業者においては,労使協定で定めた継続雇用基準を満たさないため基準適用開始年齢(61歳)以降の継続雇用が認められない従業員についても,60歳から61歳までの1年間は,その全員に対して継続雇用の機会を適正に与えるべきであって,提示した労働条件が無年金・無収入の期間の発生を防ぐという趣旨に照らして到底容認できないような低額の給与水準であったり,社会通念に照らし当該労働者にとって到底受け入れ難いような職務内容を提示するなど実質的に雇用継続の機会を与えたとは認められない場合においては,当該事業者の対応は高年法改正の趣旨に明らかに反すると言わざるを得ないと判示し,本件では,給与水準については同趣旨に反するものではないが,職務内容については,従前の職務とは全く別個の職種に属するなど性質の異なった職務内容を提示した場合には,もはや継続雇用の実質を欠くことになるから,従前の職種全般について適格性を欠くなど通常解雇を相当とする事情がない限り,そのような業務内容を提示することは許されないとし,清掃業務等を提示したことは高年法改正の趣旨に反し違法であり,債務不履行に当たるとともに不法行為とも評価できると判示し,1年間再雇用分の賃金97万2000円及び賞与29万9500円の合計127万1500円を不法行為に基づく損害と認め,原判決を変更し,Xの請求を一部認容した。

【紹介済判例】

最一判平成27年12月3日 判例タイムズ1440号126頁

平成26年(あ)第749号 強盗殺人被告事件(上告棄却)

http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/518/085518_hanrei.pdf

法務速報176号30番で紹介済

東京地判平成28年11月29日 判例時報2343号78頁

平成26年(ワ)第12185号 損害賠償請求事件(一部認容,一部棄却(控訴))

法務速報194番21号で紹介済

最三判平成29年2月21日 判例時報2341号97頁

平成27年(受)第659号 立替金等請求本訴,不当利得返還請求反訴事件(破棄差戻)

http://www.courts.go.jp/app/hanrei_jp/detail2?id=86517

法務速報191号1番で紹介済

最三判平成29年2月21日 金法2077号60頁

平成27年(受)第659号 立替金等請求本訴,不当利得返還請求反訴事件(破棄差戻)

http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/517/086517_hanrei.pdf

法務速報191号1番で紹介済

最三判平成29年2月28日 判例時報2343号89頁

平成27年(受)第1876号 不正競争防止法による差止等請求本訴,商標権侵害行為差止等請求反訴事件(一部破棄差戻,一部棄却)

法務速報197番10号で紹介済

最二判平成29年3月13日 金法2076号64頁

平成28年(受)第944号 貸金請求事件(破棄自判)

http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/588/086588_hanrei.pdf

法務速報191号2番で紹介済

最三決平成29年3月21日 判例時報2341号65頁

平成27年(行ツ)第375号 遺族補償年金等不支給決定処分取消請求事件(上告棄却)

http://www.courts.go.jp/app/hanrei_jp/detail2?id=86612

法務速報192号19番で紹介済

最二決平成29年5月10日 判例タイムズ1440号112頁

平成28年(許)第26号 債権差押命令取消及び申立て却下決定に対する抗告審の取消決定に対する許可抗告事件(抗告棄却)

http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/748/086748_hanrei.pdf

法務速報193号14番で紹介済

2. 平成29年(2017年)11月20日までに成立した,もしくは公布された法律

種類	提出回次	番号
法律名及び概要		

なし

3.11月の主な発刊書籍一覧（私法部門）

著者 出版社 頁数 定価(税込)

書籍名

は後記に解説あり

増本 善丈 大野 徹也 鈴木 正人 荒井 隆男 高橋 泰史 矢田 悠 著 きんざい 288頁 3780円
新債権法下の債権管理回収実務Q&A

弁護士法人佐野総合 編 日本加除出版 592頁 5940円
主文例からみた請求の趣旨記載例集

藤村和夫/伊藤文夫/高野真人/森富義明 編 ぎょうせい 1829頁 19440円
実務 交通事故訴訟体系
第1巻 総論/第2巻 責任と保険/第3巻 損害と保険

宮原守男/編集代表 新日本法規 616頁 5616円
2018年 交通事故損害賠償必携 資料編

齋藤繁道 編著 青林書院 608頁 7344円
最新裁判実務大系 建築訴訟

森 公任/森元みのり/酒田素子 著 日本加除出版 340頁 3240円
心の問題と家族の法理得相談
離婚・親権・面会交流・DV・モラハラ・虐待・ストーカー

4.11月の主な発刊書籍一覧（公法・その他部門）

著者 出版社 頁数 定価(税込)

書籍名

は後記に解説あり

別城信太郎 編著/山浦美卯/山浦美紀/西本杏子/別城尚人 著 新日本法規 276頁 3348円
Q&A有期契約労働者の無期転換ルール

一般社団法人弁理士クラブ知的財産実務研究所 編 発明推進協会 324頁 3240円
実務家のための知的財産権判例70選 2017年度版
平成28年4月12日～平成29年3月24日判決

野村剛司 編著 青林書院 556頁 6696円
実践フォーラム 破産実務

全国倒産処理弁護士ネットワーク/著 きんざい 388頁 4104円
破産申立代理人の地位と責任

小林秀之 編集代表/原 強/藪口康夫/村上正子 編集委員 新日本法規 530頁 8100円
国際裁判管轄の理論と実務 新設規定をめぐる裁判例・学説の検討と解釈

第一東京弁護士会法律相談運営委員会 編著 日本加除出版 392頁 3888円
実例 弁護士が悩む高齢者に関する法律相談
専門弁護士による実践的解決のノウハウ

5. 発刊書籍<解説>

「主文例からみた請求の趣旨記載例集」

給付訴訟, 確認訴訟, 形成訴訟, 離婚, 親子, 相続に関する訴訟, 会社法関係, 労働関係など, 様々な分野の請求の趣旨について, 実務上よくある具体的な事例に即して解説されている。事件類型ごとに記載されており, 利用しやすく訴状作成の際に役に立つ本である。

「破産申立代理人の地位と責任」

理論編, Q&A編, 判例評釈編と構成されている。Q&A編では, 法律相談, 受任時, 偏頗行為, 破産管財人への引き継ぎまでの管理, 破産管財人との役割分担などが具体的な事案を挙げて解説されている。判例評釈編では申立代理人の責任が問われた裁判例について解説されている。破産申立てにおいて, 事件処理の際に参考になる本である。

(C) Copyright 公益財団法人 日弁連法務研究財団 掲載記事の無断転載を禁じます。